

自筆証書遺言書保管制度 利用者の口コミ紹介

法務局が保管してくれることで、遺言者の知らないところで遺言書を改ざんされたり、処分されたりすることがなくなり、遺言を巡るトラブルが減少すると思う。
(80代男性)

信頼している法務局の制度なので、安心して利用できる。
(70代男性)

私が亡くなった後に希望する1名に私が法務局に遺言書を保管している旨通知してもらえるのがよい。(70代女性)

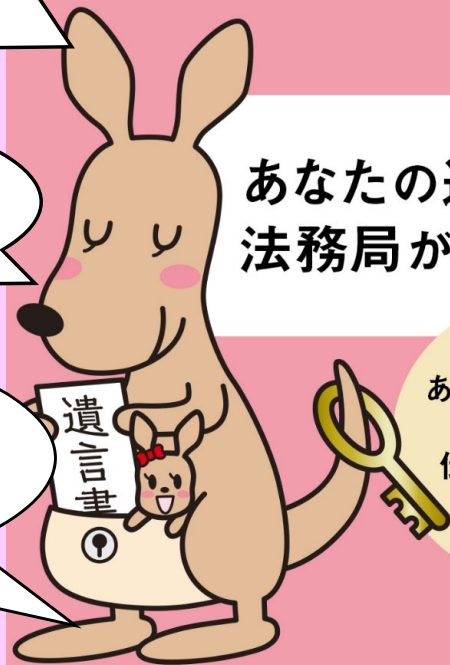
死亡後に相続人等が家庭裁判所に検認の請求をしないですむ点
がよい。(50代女性)

公正証書遺言書を作成する
手数料よりも経済的に(保
管手数料3900円)遺言
書が残せる点がいい。
(60代男性)

**あなたの遺言書、
法務局が守ります。**

あなたの遺言を
きちんと
伝えるための
制度です

お客様の家族関係、資産状況によっては、公正証書遺言書を作成するよりは、自筆証書遺言書の作成を勧める方が経済的メリットが多いことがあるので、本制度が開始されてよかったと思う。(司法書士)



千葉地方法務局